

ラオスの量刑についての諸問題

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木宏太

第1 はじめに

法務総合研究所は、2018年12月、ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice）と、法・司法分野の研修、人材育成等において協力することを目的とした協力覚書（Memorandum of Cooperation）を締結し、国際協力部は、それ以降、この協力覚書に基づいたセミナーを実施している。同セミナーにおいては、ラオス国立司法研修所側から、2017年に改正（2018年施行）されたラオス刑法に関する論点を取り上げて、日本の法制度との比較研究を行い、将来の講義や教材作成に生かしたいとの要望があったことから、これまで刑法に関するテーマを中心に扱ってきた。

2021年3月、同年6月及び同年9月の3回にわたり、ラオス国立司法研修所とのセミナーにおいて、刑罰及び量刑についての講義及び意見交換を行った。これらのセミナーにおいては、ラオス側から積極的に多くの意見が出され、充実した議論がされた。

本稿は、これまでのラオス国立司法研修所とのセミナー（以下、まとめて「NIJセミナー」という。）の結果の概要報告として、ラオス側と日本側の意見交換の結果を、まとめたものである。本稿中の意見等は、当職の私見であり、所属組織の見解ではない。

第2 選択刑について

1 問題の所在

ラオス刑法では、選択刑が定められている。ラオスにとって新しい概念であり、元々の刑の種類は主刑と付加刑であったが、それに加えて選択刑が加えられた。そのため、その実務運用については知見がなく、検討課題となっている。例えば、公共のための労働提供という刑が科せられると、誰が監視するか、どのように実施するかなどが課題である。

2 刑の種類

(1) 選択刑

選択刑（裁判所は、主刑又は付加刑のいずれ又は両方の代わりに選択刑を科することができる。）については、ラオス刑法44条に規定されている（赤字は筆者による。以下同じ）。ラオスの刑罰は、主刑、付加刑及び選択刑からなり、このうち赤字にした刑の種類は、日本の刑法¹には存在しないものである。

¹（刑の種類）

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

第44条 刑の種類

刑罰は主刑、付加刑及び選択刑からなる。

主刑は以下の通りである：

1. 公的批判；
2. 罰金刑；
3. 自由の剥奪のない再教育；
4. 国外追放；
5. 有期自由剥奪刑；
6. 終身の自由剥奪刑；
7. 死刑；

付加刑は以下の通りである：

1. 主刑でない場合の罰金；
2. 財産の没収；
3. 物品の没収；
4. 投票権及び被選挙権の停止；
5. 自宅軟禁；
6. 主刑でない場合の国外追放；
7. 原状回復；
8. ライセンスの取下；
9. 特定の職務又は職業の就任禁止又はバッチ取下若しくは名誉の取消の刑。

中犯罪（トーサヌトート）について裁判所は主刑の代わりに2つの付加刑を科することができる。

選択刑は以下の通りである：

1. 公共のための労働提供；
2. 行動範囲の制限。

裁判所は主刑又は付加刑のいずれ又は両方の代わりに選択刑を科することができる。

(2) 公共のための労働提供

下記のとおり、ラオスの裁判所は、罰金刑又は3年以下の自由剥奪刑のいずれか又は両方の代わりに公共のための労働提供を科すことがある。

日本には存在しない制度である。

第59条 公共のための労働提供

公共のための労働提供の刑とは、公共のために特定の労働力を提供することであり、裁判所が法定刑3年以下の自由剥奪の中犯罪（トーサヌトート）を犯した犯罪人に科するものである。この公共のための労働提供には無償で行ってもらうが、人間の尊厳を違反する又は侮辱する業務であってはならない。

犯罪人に科す公共のための労働提供の刑には6時間以上そして750時間以下でなければならない。

公共のための労働提供を科刑する際、裁判所は刑罰の目的、犯罪の種類、犯罪人の人格や本人の同意性を考慮しなければならない。**裁判所は罰金刑又は3年以下の自由剥奪刑のいずれか又は両方の代わりに公共のための労働提供を科すことがある。**

犯罪人が裁判所の判決に従って公共のための労働提供を履行しない場合、裁判所はこの刑の代わりに8時間を1日の自由剥奪刑の計算で有期自由剥奪刑に科すとなる。

なお、ラオスにも、日本と類似した内容で、執行猶予制度が存在する。

主刑としての刑罰の執行を5年間停止（猶予）し、その間に犯罪を犯さなければ、その刑罰は取り消されるというものである。3年以上の自由剥奪刑については執行猶予を付することができない。

第79条 執行猶予

主刑としての、有期の自由剥奪、自由の剥奪のない再教育、又は罰金の執行猶予は、かかる刑罰の執行を5年間停止することをいう。その期間中に、判決を受けた犯罪人が故意（ジェータナー）により新たに犯罪を犯さなかった場合、その執行猶予の対象刑罰は取り消されるものとする。但し、犯罪人が故意で二度目の犯罪を犯し、裁判所の判決により、主刑として有期の自由剥奪、自由剥奪のない再教育又は罰金刑を受けた場合、判決が確定した後、同人は執行猶予分と新たな刑罰を合わせて服役することになる。

刑罰の執行猶予は、全部又は部分的に行なうことができる。

累犯（プーカタムピット・ボー・ケッラップ）、3年以上の自由剥奪を宣告された犯罪人又は重犯罪（カルットート）で判決を受けた者は、刑罰の執行猶予を受けることができない。但し、犯罪人が社会又は他人を守るために犯罪を犯した場合、例えそれが重犯罪としても、特段事項として裁判所は執行猶予を言い渡すことができる。

(3) 行動範囲の制限

下記のとおり、ラオスの裁判所は、罰金刑又は法定刑3年未満の自由剥奪刑の代わりに、選択刑として行動範囲の制限を科すことができる。

日本には存在しない制度である。

第60条 行動範囲の制限

行動範囲の制限とは、裁判所が判決受刑者に判決に定める特定な場所又は特定な区域からの外出禁止を命じることである。なお、必要な場合には裁判所の許可が必要となる。

犯罪人に科す行動範囲の制限は最長6カ月を超えてはならない。

行動範囲の制限は選択刑の一つであり、裁判所が罰金刑又は法定刑3年未満の自由剥奪刑の代わりに科すことができる。但し、犯罪の特徴及び犯罪人の人格によって累犯又は常習犯を除く。

第3 量刑理論について

1 問題の所在

(1) 刑事責任の減輕加重事由の適用の在り方

ラオスにおける、刑事責任の減輕加重事由（ラオス刑法64条、65条）の適用の在り方は、検討課題となっている。

(2) 再犯罪、常習犯、累犯における「類似」の意味

「類似行為」（ラオス刑法17条）、「類似した類型の犯罪」（ラオス刑法20条、21条）とはどのような場合をいうかについて、検討課題となっている。

第17条 再犯罪（カーンカタムピット・サム）

再犯罪とは同一行為又は類似行為により二つ以上の犯罪に形成されるものであり、これらの犯罪がまだ判決されておらず、そして同時に及び同一の裁判で判決が下される。

第20条 常習犯

常習犯とは、3回以上で同一又は類似した類型の犯罪を犯し、かかる犯罪について裁判所がまだ審理していないものをいう。

第21条 累犯

累犯とは、前の意図的犯罪により自由剥奪刑の判決が下された者が刑の服役期間中又は以下の期間内で新たに同一又は類似した類型の犯罪を意図的に犯したことである：

1. 軽犯罪（ラフトート）は1年以内；
2. 中犯罪（トーサヌトート）は5年以内；
3. 重犯罪（カルットート）は7年以内。

2 ラオスの量刑理論

(1) ラオス刑法と日本刑法の相違点

日本の刑法は、とりわけ法定刑の幅が広く、法定刑がその罪に該当する犯罪行為の重さを量るスケールとして機能しにくい点が特徴である²。これに対し、ラオス刑法は、法定刑の幅が狭いので、構成要件が決まれば、日本と比べて、法定刑が犯罪行為の重さを量るスケールとして機能しやすい面があると思われる。

(2) 量刑の一般原則と量刑判断の手法について³

ラオスの量刑判断の手法は、日本と大きく違いはないとのことである。

ラオス刑法61条が量刑の原則を定めている。

第61条 量刑の一般原則

裁判所は、犯罪に対し、その犯罪の法定刑の範囲内で量刑する。

量刑において、裁判所は、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、犯罪人の人格及び刑事責任の減輕又は加重事由に基づいて行わなければならない。

この一般原則を踏まえて、ラオスの量刑実務における量刑判断は、次の【1】～【3】のとおりである。

【1】まず、法定刑を基準として大枠を決める。

【2】次に、①犯罪の性質、②社会に対する危険性の程度、③犯罪人の人格を考慮する。

犯罪の性質（①）と社会に対する危険性の程度（②）は客観面であり、犯罪人の人格（③）は主観面であると説明されている。

① 犯罪の性質とは、犯罪の方法（残酷さなど）をいうとのことである。この説明によれば、具体的には、ラオス刑法62条の「犯罪の執行方法」を指すものと思われる。

したがって、ここでは、行為態様が中心に検討される場所と思われる。

第62条 犯罪の危険性

犯罪の危険性とは、犯罪の種類と執行方法をいう。

犯罪の種類は、この法典の第13条に定められている軽犯罪（ラフトート）、中犯罪（トーサヌート）、重犯罪（カルットート）の犯罪種類のことである。

犯罪の執行方法は犯行を犯した際に使用した方法である。例えば：被害者の拷問、被害者の悪質な公表、公にとって危険な方法等。

² 司法研修所編「裁判官裁判における量刑評議の在り方について」18頁参照。

³ これまでの議論を踏まえて、当職なりに整理したものであるが、当職の理解不足により不正確な点を含みうる点は、お含み置きたい。

- ② 危険性の程度とは、犯罪の危険度（軽犯罪・中犯罪・重犯罪のどれか、損害の程度も含む。）を検討するとのことである。この説明によれば、ラオス刑法62条及び刑法13条の「犯罪の種類」を指すものと考えられる。重犯罪であれば危険性の程度は高く、軽犯罪であれば危険性の程度は低いということになる⁴⁵。

第13条 犯罪の種類

犯罪は、3つの類型に分類される：

1. 軽犯罪（ラフ・トート）とは、法律が公的批判又は罰金刑を科す犯罪である。
2. 中犯罪（トーサヌトート）とは、法律が自由剥奪をしない矯正又は3カ月から10年の拘禁及び罰金刑を科す犯罪である。
3. 重犯罪（カルツ・トート）とは、法律が5年の拘禁から終身拘禁プラス罰金そして死刑を科す犯罪である。

また、ラオス刑法63条では、犯罪の危険のレベルは、その意図的又は過失犯罪により生じた結果である、生命、健康、尊厳、財産の喪失によって決まるとされており、財産の喪失については、金額によって分類がされている。

第63条 犯罪の危険レベル

犯罪の危険レベルは、その意図的又は過失犯罪により生じた結果である、生命、健康、尊厳、財産の喪失によって決まる。

財産の喪失には、以下の3つのレベルがある。

1. 低レベル又は小損害は、2,000万キープ以下；
2. 中レベル又は大損害は、2,000万から5,000万キープまで；
3. 高レベル又は多大損害は、5,000万キープを超えるもの。

以上をまとめると、犯罪の危険のレベルは、基本的には、犯罪による結果（生命、健康、尊厳、財産の喪失）に着目した上で、犯罪の種類を考慮して、評価するというものではないかと思われる。

- ③ 犯罪人の人格とは、ラオス語辞典によれば、人格とは個人の個性・内心の状態をいうとのことである。ラオス刑法75条～77条のとおり、犯罪の履歴である前科等は、ここでいう人格には含まれない。

⁴ もっとも、ラオス刑法13条によると、犯罪の種類が、軽犯罪・中犯罪・重犯罪は、各犯罪の法定刑により分類されるようである。そうすると、本文の【1】で、既に法定刑を基準に大枠を決めているところ、それと重複するため、量刑の幅を絞り込むに当たっては特段の意味をなさないようにも思われる（他方で、犯罪の種類の種類は、ラオス刑法上、公訴時効や累犯などには関係がある。）。

⁵ なお、ラオス刑法13条は、長期・短期の区別がないため、適用の在り方に疑義を生じ得るので、立法論としては、長期・短期が明らかにされるのが望ましい。

第75条 刑事責任の減軽につながる事由の犯罪への量刑

刑事責任の減軽につながる事由の犯罪への量刑において、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行の程度及び故意（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

刑事責任の減軽につながる事由の犯罪への量刑について、裁判所は法定刑より減軽して量刑することがある。

第76条 刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑

刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑において、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行の程度及び故意（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑について、関係条項の範囲以上に量刑することができない。

第77条 刑事責任の減軽又は加重につながる事由の犯罪への量刑

刑事責任の減軽又は加重につながる事由の犯罪への量刑について、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行の程度及び故意（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

基本的には、ラオス刑法12条5項の「その犯罪を構成する行動を通じて外面的に表われる、その犯罪人の自らの犯罪行為についての態度及び心理状態の特徴」、すなわち、内面を外に表した行動から評価するようであるが、さらに、犯行中の犯罪人の内心と、犯行後の事情に分かれるようである。

N I Jセミナーにおける議論では、犯罪人の人格については、次のように整理されるように思われた。

- a) 犯行前の事情、背景のようなもの。つまり、前科や常習性なども考慮されるが、これは犯罪人の人格ではなく、犯罪の履歴として位置付けられる。
- b) 犯罪中の事情、犯行中の被告人の心情などであるが、これはラオス刑法12条でも規定している事情を検討することになる。これは、犯罪人の人格である。
- c) 犯行後の事情、反省の態度や賠償の有無などが考慮される。これも、犯罪人の人格であるが、ラオス刑法12条とは異なる位置付けである。この点、被告人が、誠実性をもっているか、後悔の念があり誠実に弁済をしたいと思っているか、真実を供述しているかどうかも量刑判断では重要な要素であるという説明もあった。

第12条 犯罪の構成要素

犯罪の構成要素とは、刑法典が犯罪と定める行為の客観的特徴及び主観的特徴をいう。

犯罪は、以下の4つの構成要素から成る：

1. 客体的要素（オンパコープ・ダーン・ワッテユカム）
2. 客観的要素（オンパコープ・ダーン・パーワッヴィサイ）
3. 主観的要素（オンパコープ・ダーン・アッタッヴィサイ）
4. 主体的要素（オンパコープ・ダーン・ジャオカム）

犯罪の客体的要素とは、刑法典が保護する社会的関係であり、犯罪により抵触されたものである。

犯罪の客観的要素とは、刑法典が保護する社会的関係に対して侵害した又は侵害しようとする行為の外観的特徴（クアンマーイ）である。これは犯罪の日時、場所、車両、道具、情况及び方法を含む。

犯罪の主観的要素とは、その犯罪を構成する行動を通じて外面的に表われる、その犯罪人の自らの犯罪行為についての態度及び心理状態の特徴をいう。

犯罪の主体的要素とは、犯罪人であり、認識能力のある法人又は個人であること、心神喪失者でない者そして刑事責任能力の年齢である15歳以上の者でなければならない。

【3】最後に、加重事由・軽減事由を確認して、適宜加減を行う。

刑事責任の減輕加重事由は、ラオス刑法64条及び65条に定められている。ラオス刑法78条によって、場合によっては、法定刑より減輕される量刑も想定されている。

第78条 法定刑より減輕した量刑

法定刑より減輕した量刑は、特定犯罪において法定刑の範囲より、減輕して量刑をすることである。但し、この法典に定められる第73条2項、74条2項、86条5項を除く。

法定刑より減輕した量刑において、裁判所は、犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、犯罪人の人格及び刑事責任の減輕につながる事由に基づいて行わなければならない。

特定の犯罪に対し、法定刑より減輕した量刑する場合、当該犯罪の法定刑の下限の半分を下回ることができない。

犯罪人が社会又は他人を守るために犯罪を犯した特段の場合において、裁判所は当該犯罪の刑法に定めている刑の下限を下回って量刑することがある。

一つ又は複数の行為により、複数条文又は同一条文の複数項に違反した場合、法定刑より減輕した量刑は、最も重刑を定める条文又は項の下限の半分を下回ってはならない。

N I J セミナーでは、各要件について、議論した。

ラオス刑法64条5号の「必要以上に行った行為」について。ラオス刑法37条の緊急状態（又は刑法36条の正当防衛）と関係がある減軽事由であるとのことであった。すなわち、日本でいう過剰避難や過剰防衛のような場合には、減軽されるということのようである。

ラオス刑法64条8号の「犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態によりなされた犯罪」について。この条文は、一見すると、犯罪人本人や家族に対する危害があるような状況を想定しているようにも思われるが、議論の中では、例えば、犯罪人の妻が病気のため入院中であり、その妻の元に食事をとどけるために、自転車窃盗をした場合なども、これに該当するとのことであった。

ラオス刑法65条9号の「深刻な結末を伴う犯罪」について。例えば、殺人罪や強姦罪はそれ単体で「深刻な結末を伴う犯罪」に当たるかについて、すなわち、殺人罪の場合であれば常に人が死亡するという結果を伴うことになるがどうかという問題については、必ずしもそうではないという意見が多かったように思われる。ラオス側からは、①「深刻な結末を伴う犯罪」というのは、例えば、強盗が被害者を殺してしまった上に、その身体を分解した場合はこれに該当すると考えられる、②強姦罪によって体が不自由になった場合、犯行態様を撮影されSNSで拡散されたというような場合であればこれに該当すると考えられるなどの説明があった⁶。

第64条 刑事責任の減軽につながる事由

刑事責任の減軽につながる事由は以下である。

1. 犯罪人が18歳未満又は60歳以上の者；
2. 犯罪人が妊娠状態又は3歳以下の児童の母である者；
3. 過剰防衛；
4. 被害者の違法行為がもたらした強い精神的打撃を受け、抑制できない状態によってなされた犯罪；
5. **必要以上に行った行為**；
6. 威力又は脅威によって犯した重犯罪；
7. 犯罪人が、自らが犯した犯罪の損害を防止かつ解決した又はその損害に対して誠実に賠償したこと；
8. **犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態によりなされた犯罪**
9. 犯罪人が、自責の念を表して警察当局へ出頭し、自分及び他人の犯行について自白そして公表したこと；
10. 初回の犯罪であること、但しその犯罪が社会にとって深刻な危険を生じない場合；
11. 犯罪人に、国民に対する功績がある場合。

⁶ このような説明によれば、「深刻な結末を伴う犯罪」とともに、起訴された犯罪の構成要件そのものに何かプラスアルファの被害というのが想定されているように思われる。

量刑において、裁判所は、本条に記載のない他の刑事責任の減輕事由の要因を考慮に入れることができる。

第65条 刑事責任の加重につながる事由

刑事責任の加重につながる事由は以下である。

1. 以前に犯罪を犯した者の再犯；
2. 組織的集団によりなされた犯罪；
3. 強欲のためなされた犯罪；
4. 国家所有に対する犯罪；
5. 国家公務員及び国家の職員によりなされた犯罪；
6. 18歳未満の者、高齢者、自己防衛のできない者、物的又はその他の面で犯罪人に従属した者、犯罪人の管理下に対する犯罪；
7. 18歳未満の者に対する犯行の伝授又は犯罪参加を先導すること；
8. 被害者に対する残酷又は非道的に被害者を公表した犯罪；
9. **深刻な結末を伴う犯罪**；
10. 大災害中になされた犯罪；
11. 公衆にとって危険な方法でなされた犯罪；
12. 酩酊又は薬物乱用状態でなされた犯罪。その犯行の性質に基づき、裁判所は、刑事責任を加重するか否かを決定する絶対的権利を有する。
13. 無実の者に対し、意図的な罪の押付けた供述；
14. 他の犯罪の隠匿又は逃亡のために暴力を使用して犯行を犯した犯罪人。

第36条 正当防衛

正当防衛とは、社会にとって危険な攻撃的行為から、国家若しくは社会の利益、自己若しくは他人の生命、健康、正当な権利・利益を守るために個人が取る行為をいう。但し、かかる攻撃的行為は、真に存在しかつ危険なものでなければならない。正当防衛行為は、その攻撃的行為と同時でありかつ均衡のとれたものでなければならない。

第37条 緊急状態

緊急状態とは、国家若しくは社会の利益、自己若しくは他人の生命、健康、正当な権利・利益を脅かす脅威を回避するために、個人が止むを得ずに行う行為であって、その脅威が他の方法で回避することができず、かつ自分によって引き起こされるものではない場合である。但し、当該行為によって生じた損害が脅威から生じた損害より小さくなければならない。

3 ラオスの累犯等

日本の刑法では、累犯の規定はあるが、ラオス刑法20条に相当する常習犯についての一般的規定はない。常習犯については、個々に規定があり、例えば、常習賭博罪が刑法にて規定されている。

「同一」とは、全く同じ犯罪を指すとのことである。

「類似」とは、例えば、窃盗と類似が認められるのは、横領・詐欺・強盗など同じ財産権を侵害する罪であると考えられることである。他方で、例えば、暴行と強姦は類似の犯罪といえるかについては、判断基準として人の身体に傷害を与えるという点において共通しているといえるから「類似」といえるという見解もあれば、類似した犯罪といえるのは、刑法典の同じ章に属しているものであるから、強姦と強盗は刑法典の別の章にある犯罪で、「類似」しているとはいえないという見解もあった⁷。

第17条 再犯罪（カーンカタムピット・サム）

再犯罪とは同一行為又は類似行為により二つ以上の犯罪に形成されるものであり、これらの犯罪がまだ判決されておらず、そして同時に及び同一の裁判で判決が下される。

第20条 常習犯

常習犯とは、3回以上で同一又は類似した類型の犯罪を犯し、かかる犯罪について裁判所がまだ審理していないものをいう。

第21条 累犯

累犯とは、前の意図的犯罪により自由剥奪刑の判決が下された者が刑の服役期間中又は以下の期間内で新たに同一又は類似した類型の犯罪を意図的に犯したことである：

1. 軽犯罪（ラフトート）は1年以内；
2. 中犯罪（トーサヌトート）は5年以内；
3. 重犯罪（カルットート）は7年以内。

第4 所感と今後について

新型コロナウイルスの状況にもよるが、今後も、ラオス国立司法研修所と、定期的に共同セミナーを開催していく予定である。

量刑について、考慮すべき事情については、日本と類似する点も多いように思われる

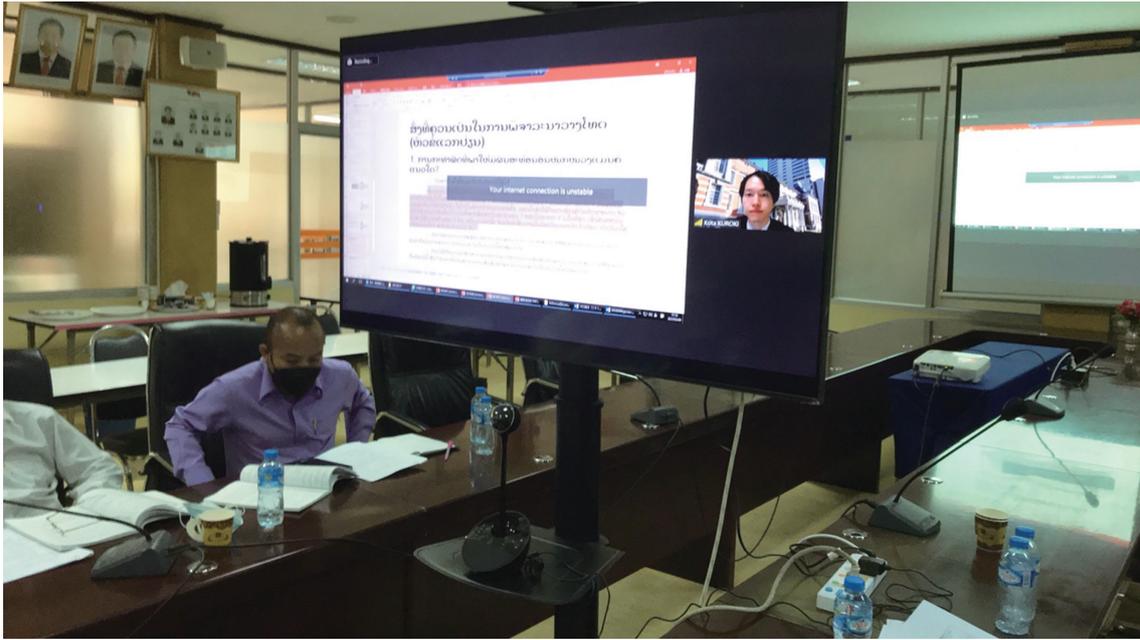
⁷ 犯罪の類似性を判断する方法は、これらの両方の見解が成り立ちうるものと思われる。すなわち、刑法典の同じ章にある（つまり保護法益を同じくする）という判断は明確で分かりやすいが、一方で、犯罪の手段の類似性などに着目する考え方も成り立ちうるものである。この点については、さらなる議論が必要であろう。

が、特に個別の加重減輕事由の事案への当てはめやその適用の在り方について、さらに議論を深めていくと良いのではないかとと思われる。

国際協力部としては、今後も、ラオス国立司法研修所の自主性を尊重しつつ、その発展に協力していきたい。



【本セミナーの様子（2021年6月）】



【本セミナーの様子（2021年12月）】